

番号	1
項目	夢洲 2 区についての博覧会協会の対策は、地盤改良工事前の環境の保全・創出に程遠いものになる事が確実な状況である。ここで、大阪市が博覧会協会に対して、「市長意見」を確実に実行する様に対応しなければ、住民監査請求が棄却された理由の不履行を招く事に成ってしまう事から、博覧会協会に明確な対策を要求して欲しい。
(回答) 大阪市環境影響評価条例第 24 条の規定では、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。」となっています。 2025 年日本国際博覧会の環境影響評価書については、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が市長意見等を勘案して作成し、令和 4 年 6 月 17 日に本市に提出されています。 当局としては、市長意見に対する事業者の見解等を含む環境影響評価書の内容が履行されるように、同条例に基づき、2025 年日本国際博覧会協会が実施する事後調査（建設・解体工事及び万博開催期間中の環境調査）に係る報告書の提出等の機会において、必要に応じて指導等をしてまいります。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境影響評価グループ 電話：06-6615-7938

番号	2 及び令和 6 年 3 月 25 日の要望項目
項目	「市長意見」で博覧会協会に求めた環境の保全・創出された場所を維持（発展）させる事が万博のレガシーとして当然であると考えるが、大阪市の計画（夢洲まちづくり構想）によると、国際観光拠点と成る計画としており、万博終了後は順次、埋立てが進むとの事である。このままでは「市長意見」が求めたものが無効になってしまう状況にある。是非とも「市長意見」の趣旨を活かした夢洲の生きものの保全・創出を、博覧会協会に実行するように対応と共、大阪市自もこれを発展的継続して欲しい。 〔令和 6 年 3 月 25 日 要望項目〕 2022 年 2 月 9 日に大阪市長が示した「2025 年日本国際博覧会環境影響評価準備書に関する市長意見」の趣旨を活かした夢洲の生きものの保全・創出を、確実に実行する事を要請する。
（回答） 「市長意見」の趣旨を活かした夢洲の生きものの保全・創出を、博覧会協会に実行するよう対応を求める要望については、項目 1 の回答の記載の通りです。 また、大阪市自らもこれを発展的継続して欲しいとの要望については、当局としては、今後、環境影響評価の対象となる事業が計画された場合には、夢洲まちづくり基本方針等の関連計画との整合を図りつつ、生物多様性の保全等への適切な配慮について、大阪市環境影響評価条例等の手続きを通して、事業者への指導等をしてまいります。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境影響評価グループ 電話：06-6615-7938

番号	3
項目	万博開催後の夢洲については、万博のレガシーとして、自然観察・野鳥観察など自然体験の場として活用し、大阪湾沿岸域の重要な湿地の保全と利用の面から、南港野鳥公園と合わせて、ラムサール条約湿地の登録を目指すことが望ましい。これらを具体的に解決し実現するうえでも、関係する環境団体や専門家など多様な関係者とのオープンな協議会の場を早急に設けて欲しい。
(回答) 現時点で、本市では夢洲においてラムサール条約湿地の登録を目指す計画はございませんので、当局として協議会の場を設ける予定はありません。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境影響評価グループ 電話：06-6615-7938